

## 新型コロナウイルス感染症に係る本市の主な対応

兵庫県は、新型コロナウイルス感染症の感染の急拡大が収まらない状況であるため、17日に新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態措置実施区域とされ、8月20日から9月12日までの期間、緊急事態措置を実施することとなった。

本市としては、感染拡大を何としても抑え、市民の皆さまの生命・健康を守り医療崩壊を防ぐために、市民の皆さまへ行動変容を促すとともに、市役所が持つ資源を感染拡大防止に集中させ、確固たる取組みを進めていく。

なお、感染症への対応については、国や県との連携が必要であり、広域的な感染症対策として、国・県の対処方針に沿った措置を行うこととする。

### 1 外出自粛等の要請

次の事項を市民の皆さまに改めて要請する。

#### 〔不要不急の外出自粛等〕

- ・日中も含めた不要不急の外出・移動を自粛すること。
- ・外出する必要がある場合にも極力家族など少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動すること、特に混雑した場所等への外出を半減すること。
- ・特に感染拡大地域への往来及び県境を越えた往来を自粛すること。
- ・時短要請時間外に飲食店等に入りしないこと。
- ・感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること。
- ・酒類を購入し、店舗の店先・路上・公園等における飲酒など、感染リスクが高い行動を自粛すること。
- ・会食など感染リスクの高い施設の利用後は、一定期間人との接触に注意するなど、家庭内においても「人にうつさない行動」をとること。
- ・業種別ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていないイベント等への参加を自粛すること。

#### 〔5つの場面の注意等〕

- ・感染リスクが高まるとされる次の「5つの場面」に注意すること。
  - ① 飲酒を伴う懇親会等
  - ② 大人数や長時間におよぶ飲食
  - ③ マスクなしでの会話
  - ④ 狭い空間での共同生活
  - ⑤ 休憩室、喫煙所、更衣室等
- ・マスクの着用、手洗い、身体的距離の確保、「3密」（密閉・密集・密接）の回避等を徹底すること。
- ・特に、近距離の会話、移動中の車内でもマスクの着用を徹底すること。
- ・毎日の検温実施など自身の健康管理に留意し、発熱など症状のある場合には、

通勤・通学を含め外出を控えるとともに、電話で医師等に相談すること。

- ・こまめな換気や適度な保湿を行うこと。

#### 〔家庭での感染防止対策〕

- ・リスクの高い行動の自粛や基本的な感染対策の徹底など「ウイルスを家庭に持ち込まない」行動をすること。
- ・帰宅後の手洗い、換気の実施、発熱者がいる場合の個室の確保や共有部分の消毒など「ウイルスを家庭内に広げない」行動をすること。
- ・毎日の検温など家族の健康管理、発熱など症状のある場合のかかりつけ医への相談など「ウイルスを家庭外に広げない」行動をすること。

#### 〔飲食等〕

- ・業種別ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていない、県内外の感染リスクの高い施設（特に接待を伴う飲食店、酒類の提供を行う飲食店、カラオケ等）の利用を自粛すること。

## 2 市立学校園

#### 〔教育活動〕

- ・「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に、県内では、十分な感染防止対策を実施した上で教育活動を行う。

なお、校外から大人数を呼び込むような校内行事（オープンスクール、学校説明会等）を実施する際には、マスク着用、消毒はもとより体調が不調の場合は来校を自粛するなど感染防止対策の徹底を改めて周知するとともに、1回当たりの参加人数の制限や座席の間隔を広く取るなどの対応を行う。

- ・県外での活動は、原則行わない。ただし、既に計画済の活動（修学旅行を含む）を実施する際には、改めて、緊急事態措置実施区域、まん延防止等重点措置実施区域（都道府県）の知事が指定する区域及び都道府県等が独自の行動制限を伴う措置を実施している区域でないこと、受入先の意向、参加人数、移動方法など実施可能であることを十分に確認する。
- ・今後、本県はもとより全国的な感染拡大の状況、生活全般にわたる人の流れを抑制する対策の強化など新たな事情が生じた場合は、活動内容や活動エリアをさらに制限することを検討する。

#### 〔部活動〕

- ・十分な感染防止対策を実施した上で部活動を行う。
- ・県外での活動（練習試合を含む）、県内外での宿泊を伴う活動は、原則行わない。

（※いずれの場合も全国大会・近畿大会に出場する場合を除く。なお、宿泊は感染防止対策が確認できる宿泊施設に限定。学校は不可）

- ・1日の活動日及び時間は、平日4日2時間以内、土日のいずれか1日で3時間以内とする。
- ・今後、本県はもとより全国的な感染拡大の状況、生活全般にわたる人の流れを抑制する対策の強化など新たな事情が生じた場合は、活動内容や活動エリアをさらに制限することを検討する。

### 3 社会福祉施設

- (1) 保育所・認定こども園・放課後児童クラブ  
感染経路の遮断（手指消毒、マスク着用、換気の徹底）及び感染防止対策を厳重に徹底した上で事業を実施する。
- (2) 高齢者・障害者施設等  
感染経路の遮断（手指消毒、マスク着用、換気の徹底）及び感染防止対策を厳重に徹底した上で事業の実施を要請する。

### 4 市有施設

期間：令和3年8月20日（金）～9月12日（日）

- (1) 観光・文化施設（多数利用施設）は、より一層の感染防止対策等（イベント開催制限の適用、人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理、業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策等）を徹底した上で開館する。
- (2) スポーツ施設は、より一層の感染防止対策等を徹底した上で最大20時までの開館時間とし、小学校の体育館等の学校開放事業についても、同様の対策を徹底した上で最大20時までの利用時間とする。
- (3) 文化センター等（イベント関連施設）は、より一層の感染防止対策等を徹底した上でイベント開催の場合は21時まで、その他の場合は20時までの開館時間とする。
- (4) 市民センター等の貸館施設は、より一層の感染防止対策等を徹底した上で20時までの開館時間とする。

### 5 イベントの開催

期間：令和3年8月20日（金）～9月12日（日）

市主催及び共催イベントや行事については、業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策を厳重に徹底した上で21時までの開催時間とする。

#### 〈イベント開催制限の要件〉

原則として人数上限5,000人、かつ、収容定員50%以内、収容定員が設定されていない場合は十分な人と人との距離（1m）を確保すること。

### 6 庁内の対応等

- (1) 職員の在宅勤務（テレワーク）や時差勤務等の活用により、接触機会の原則、7割削減を目指す。
- (2) 職員の感染予防対策の再徹底を図る。
  - ・WEB会議システムの活用
  - ・マスク着用、人と人との間の十分な距離の確保、換気の徹底等
  - ・健康管理の徹底
  - ・所属長への検温報告等